

## □ 移動運用マイスター賞ルール

★共通ルール(全ての賞に共通します。)

1. 1月から12月までの1年間に月1回以上、継続して移動運用を行う。
2. 同年のデータで申請できる級は一つで、受賞後に受賞した級より交信数が減る級の申請はできない。(ビギナー級を除く)(例:同年データで初級受賞後に中級は申請できる。同年データで中級受賞後に初級は申請できない。)
3. 各受賞者に「〇級移動運用マイスター賞」の賞状を送る。特記欄は年と希望があればバンド・モード。
4. 同一局との交信は運用地の市区町村か運用月が異なれば有効とする。
5. 同年に申請で使用した交信データの再使用は認めない。
6. 2000年1月1日からの交信を有効とする。
7. 外国局には発行しない。

### ビギナー級移動運用マイスター賞ルール

1. 移動運用で月に1局以上の局と交信する。
2. この賞は1回のみ申請出来る。(次回からは上のクラスを目指してください。)

### 初級移動運用マイスター賞ルール

1. 移動運用で月に10局以上の局と交信する。

### 中級移動運用マイスター賞ルール

1. 移動運用で月に50局以上の局と交信する。

### 上級移動運用マイスター賞ルール

1. 移動運用で月に100局以上の局と交信する。

### 特級移動運用マイスター賞ルール

1. 移動運用で月に500局以上の局と交信する
2. 1.の条件を満たし、年間交信数の10%以上を50Mhz帯以上の周波数帯で交信すること。

## □失格事項

1. ビギナー級移動運用マイスター賞を2回以上申請した場合。
2. 専用申請用紙の受賞経歴欄・ログに虚偽・不備がある場合。
3. 共通ルール4.と5.に反する場合。

注意

1. は申請料を返却しません。
2. 2.と3.は申請料から経費を差し引いて切手で返却します。

## □申請方法 \*条件を満たし下記書類等を添えてください。

1. 運用時のログを提出してください。

◎紙ログの場合 (インターネット環境の無い方)

\*運用時記入したログの写し(コピー・プリント)。

\*書式はA4サイズとする。

\*ログは相手のコールサイン・年月日・時刻・バンド・モード・送受RST・申請者運用地が判別出来ること。

\*不要なデータ(重複局等)は二重線で消してください。

\*判別不能の場合は新たに記載・プリントした物を添付すること。

\*ログをFD・CD-RやUSBメモリーで提出可。(賞状送付時、媒体を同封し返却します。)

注意:オリジナルログは送らないでください、紙ログは返却しません。

◎電子ログの場合 (推奨) (インターネット環境の有る方)

\*ログは相手のコールサイン・年月日・時刻・バンド・モード・送受RST・申請者の運用地(Hamlog Codeで表記)。

\*不要なデータは(重複局等)は削除してください。

\*形式はExcelにしてください。

\*専用申請用紙を印刷し署名捺印して、申請料送付時に同封してください。

## 2. 申請先

### ◎紙ログの場合（インターネット環境の無い方）

\* 先ず申請先に 82 円切手を貼った返信封筒を同封して専用申請用紙を請求してください。

返信封筒で「専用申請用紙」と「手順等の案内」を送ります。

\* 〒675-0013 ウキタキンジ方 波夢倶楽部 移動運用マイスター係（郵便番号で届きます。）

### ◎電子ログの場合（推奨）（インターネット環境の有る方）

\* メール の 件名 に「(申請者コールサイン) 申請書 MA」と必ず記入して、専用申請用紙をダウンロードして、必要事項を記入しログと共に添付ファイルで送信してください。添付ファイル名は専用申請用紙が「(申請者コールサイン) サマリ」、ログは「(申請者コールサイン)〇級」です。

\* メールアドレス jl3ywc☆chirusoku.com（スパム対策です。☆印をアットマークに置き換えてください。）

## 3. 申請料は 1 件につき 500 円 (定形外郵便でのアワード返送料含む。)

### ◎紙ログの場合

\* 「手順等の案内」で納付方法を案内します。

### ◎電子ログの場合

\* 申請受理後に定額小為替の納付方法等を連絡します。(手数料と為替の郵送料は申請者負担です。)

\* 申請後 1 か月以内に納付すること。(期限を過ぎるとデータは削除されます。)

## □その他注意事項

1. 受賞確定後に移動運用中の画像(デジカメデータ等)を1申請当たり1枚送って頂きます。よろしくお願ひします。(昔の物でもOK・個人情報等は修正します。)FD・CD-R や USB メモリーでの申請の方は申請時に媒体に入れてください。紙ログ申請で PC 環境が無い方は申請先までご連絡ください相談します。
2. 移動運用とは固定場所・常置場所以外の屋外で運用し停車中の車内からの運用も認めます OK です。
3. 運用周波数・モード・出力等は免許状に指定された範囲で有ること。
4. 移動運用先では近隣の方に迷惑を掛けないように注意すること。(騒音は特に注意！)
5. 受賞者は波夢倶楽部の HP にて紹介します。
6. 審査は申請料が届いてから行います。
7. 申請方法は紙ログの場合と電子ログの場合のどちらかで混用出来ません。
8. 返却時の FD・CD-R・USB メモリーの破損はその責任を負いません。
9. 問い合わせ等には応じません。

平成 22 年 2 月 23 日制定

平成 28 年 8 月 1 日改定

平成 28 年 8 月 2 日修正